

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る 特例認定申請等の手引き

令和3年4月

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

【目次】

I はじめに	1
1 手引きの対象	1
2 用語の定義	1
II 申請方法	3
1 手続等の区分	3
2 相談・申請窓口	3
3 提出方法	5
4 届出等の提出期限	5
5 標準事務処理期間	6
III 申請書等の作成	7
1 留意事項	7
2 提出部数	8
IV 認定について	9
1 認定基準	9
2 認定証の交付	10
V 認定後の必要手続	11
1 変更認定	11
2 変更届	11
3 廃止届	12
4 実績報告	12
5 他の都道府県等における変更等に係る通知	12
6 その他	12
VI 基準・添付書類等	14
【様式集】	19
【記載例】	45

I はじめに

1 手引きの対象

この手引きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 7 に基づく、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請等を対象としたものです。

【二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例とは】

近年、企業経営の効率化の観点から分社化等が行われることが増加していますが、排出事業者として、産業廃棄物処理業の許可なく「自ら処理」ができる範囲は、法人単位であるため、分社化等により、従前行うことができた「自ら処理」ができなくなる事態が発生していました。

このため、二以上の事業者（いわゆる親子法人）が、一体的な経営を行っている状況にあり、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）が行える等の基準（表 1 (p14)、表 2 (p14)）に適合する旨の都道府県知事等の認定を受けた場合には、当該親子法人は、産業廃棄物処理業の許可を受けずに相互に親子法人間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができるとした制度です（平成 30 年 4 月 1 日から施行）¹。

なお、次の場合には特例認定の対象となりません。

＜認定対象外となる申請＞²

- ・ 収集、運搬又は処分のいずれも行わない申請
- ・ 申請者が中間処理業者のみであって、当該申請に係る産業廃棄物の種類が中間処理産業廃棄物である場合。（※法第 12 条の 7 第 1 項に規定する「事業者」の定義から認定の対象とならないため。）

また、平成 30 年 4 月から鳥取市が中核市に移行したことに伴い、鳥取市内のみで収集運搬を行う場合や鳥取市内に積み替え保管施設又は東部地域に処理施設がある場合は、鳥取市長の認定が必要となります。

2 用語の定義

この手引きでは、法令等について、次のとおり省略形での表記をします。

また、手引きで使用する用語の意義は、各法令等で使用する用語の例によります。

省略形	法令等
法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
政令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
省令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）
親法人	法第 12 条の 7 第 1 項に規定する「二以上の事業者のいずれか一の事業者」

¹ H30 改正通知 第 2 <https://www.env.go.jp/hourei/add/k066.pdf>

² R 2 取扱通知 第 6 の 1 0 <https://www.env.go.jp/hourei/add/k069.pdf>

子法人	法第 12 条の 7 第 1 項に規定する「他の全ての事業者」
処理実施者	省令第 8 条の 38 の 5 第 2 項第 2 号に規定する認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を実際に行う事業者
H30 改正通知	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（平成 30 年 3 月 30 日付環循適発第 18033010 号、環循規発第 18033010 号）
R 2 取扱通知	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の設置の許可事務等の取扱について（令和 2 年 3 月 30 日付環循規発第 2003301 号）

II 申請方法

1 手続等の区分

特例認定に係る手続等の区分は次のとおりです。

区分	内容
新規認定申請	新たに認定を受けようとするとき【法第 12 条の 7 第 1 項、省令第 8 条の 38 の 4、省令第 8 条の 38 の 5 関係】（※ 1）
変更認定申請	認定申請書に記載した内容に変更があるとき（省令第 8 の 38 の 7 に規定する軽微な変更（表 3 (p15)）を除く。）【法第 12 条の 7 第 7 項、省令第 8 条の 38 の 6 関係】
変更届出	省令第 8 の 38 の 7 に規定する軽微な変更をしたとき【法第 12 条の 7 第 9 項、省令第 8 条の 38 の 8 関係】
廃止届出	認定に係る収集、運搬、処分又は再生の全部又は一部を廃止したとき【政令第 6 条の 7 の 2、省令第 8 条の 38 の 10 関係】（※ 2）
実績報告	認定を受けた者は、共同して、毎年 6 月 30 日までに、前年度（3 月 31 日以前の 1 年間）における産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する報告が必要【省令第 8 条の 38 の 11 関係】
他の都道府県等における変更等に係る通知	鳥取県以外の都道府県等（法第 24 条の 2 に規定する政令市。鳥取県内では鳥取市）でも特例の認定を受けている者で、鳥取県以外の都道府県等での変更の認定、変更又は廃止の届出を行った者は、当該変更等の内容（表 6 (p18)）について遅滞なく当県に通知が必要【省令第 8 条の 38 の 6 第 3 項、第 8 条の 38 の 8 第 3 項、第 8 条の 38 の 10 第 3 項関係】（※ 3）

※ 1：事業場外での保管面積が 300 ㎡以上の場合であっても法第 12 条第 3 項及び法第 12 条の 3 第 3 項の事業者の保管基準届出の対象外（省令第 8 条の 2 の 2 第 3 号）。

※ 2：親法人や処理実施者を認定対象から外そうとする場合には、当該認定に係る統括管理体制又は処理形態が大きく変更となる可能性が高いことから、事業の全部廃止届出の後、改めて新規認定申請が必要。³

※ 3：新たな都道府県の管轄区域において、産業廃棄物の積卸し又は処分を行おうとする場合には、追加となる都道府県知事等に対して新規の認定申請が必要。³

2 相談・申請窓口

特例認定申請を行う場合には、申請に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域や処理施設が存在する区域の有無に応じて、県知事または政令市長（鳥取市長）の認定を受ける必要があります。

また、当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、それぞれに申請する必要があるほか、政令市内に当該区域がある場合は、政令市に申請する必要があります。

なお、産業廃棄物処理施設や積替え保管施設を設置する場合には、事前手続として鳥取県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成 17 年鳥取県条例第 68 号）、並びに鳥取市産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成 29 年鳥取市条例第 83 号）（以下、両者併せて「設置手続条例」という）に基づく手続をあらかじめ行う必要がある場合があります。詳しくは相談・申請窓口にお問い合わせください。

³ R 2 取扱通知第 6 の 7 の (2) の ①

【処理施設が無い場合の申請先】

収集運搬の範囲	管轄行政庁／手続先	
	県／県知事	市／鳥取市長
県内全域（鳥取市内を含む）	○	
鳥取市域のみに限る		○

※鳥取県内の複数の市町村で収集運搬を行う場合でも、知事認定のみで鳥取市内での事業が行えます。⁴

【処理施設が有る場合の申請先】

(1) 積替え保管施設

設置場所	管轄行政庁／手続先	
	県／県知事	市／鳥取市長
鳥取市域		○
東部4町	○	
東部地域以外の鳥取県内	○	

※東部4町：岩美町、若桜町、智頭町、八頭町

※東部地域：鳥取市及び東部4町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）

(2) 上記(1)以外の廃棄物処理施設等

設置場所	管轄行政庁／手続先	
	県／県知事	市／鳥取市長
東部地域のみ		○
他の地域のみ（東部地域以外）	○	
東部地域と他の地域にそれぞれ1施設以上	○	○
移動式処理施設	施設稼働を行う場所 (両地域で稼働する場合は両者の認定)	

申請は上記の管轄行政庁に対応する次の窓口まで提出してください。

なお、認定申請の事前相談（書類の事前確認）等も行うことができますので、御希望の方はお問い合わせください。

<申請先窓口一欄>

区分	地域区分	管轄行政窓口	所在地	電話・FAX番号
県 ※	東部地域 鳥取市、 岩美郡、八頭郡	鳥取県庁 循環型社会推進課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220	TEL(0857)-26-7674 FAX(0857)-26-7563
	中部地域 倉吉市、東伯郡	鳥取県 中部総合事務所 環境建築局	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	TEL(0858)-23-3278 FAX(0858)-23-3266
	西部地域 米子市、境港市 西伯郡、日野郡	鳥取県 西部総合事務所 環境建築局	〒683-0054 米子市糺町一丁目 160	TEL(0859)-31-9323 FAX(0859)-31-9333

⁴ 環境省QA集 Q1-5 http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/faq_other.html

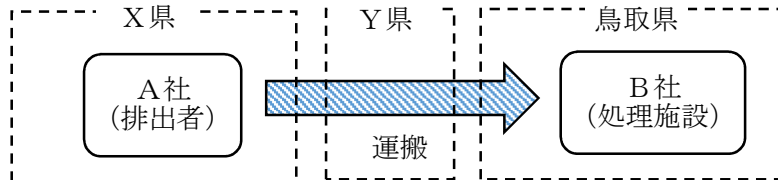
市	鳥取市	鳥取市 廃棄物対策課	〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町 71 番地	TEL (0857)-30-8093 FAX (0857)-20-3918
---	-----	---------------	-----------------------------	--

※収集運搬のみの新規認定の場合、県外事業者の方は、東部・中部・西部地域どこでも申請可能です。ただし、認定取得後の変更認定や変更届は当初認定を受けた窓口での手続きをお願いします。

【申請先の例】

(1) 特例申請に係る区域が鳥取県を含む二以上の都道府県にまたがる場合

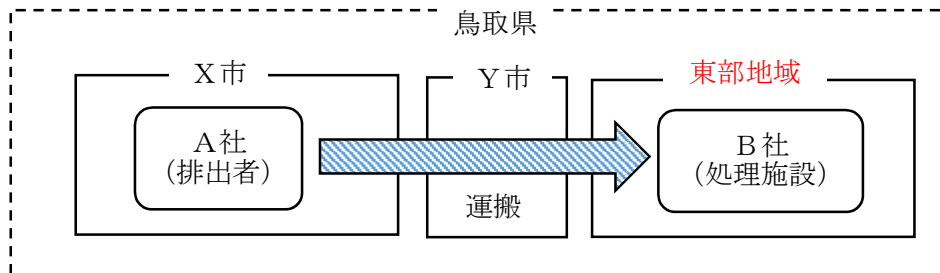
⇒X県及び鳥取県にそれぞれ申請する必要があります。



(2) 特例申請に係る区域が鳥取県内のみの場合

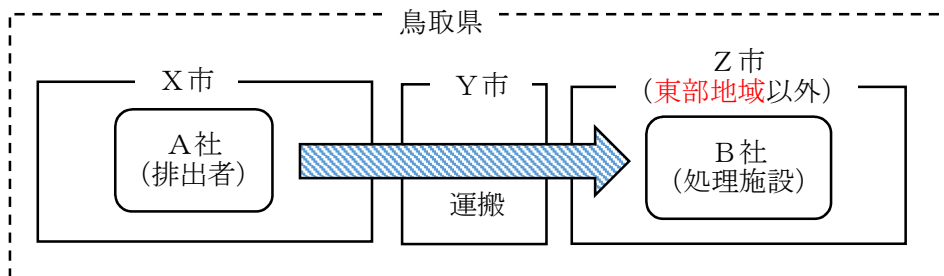
①処理施設が鳥取市の管轄区域内にある場合

⇒処理施設が存在する区域が東部地域（積替え保管施設の場合は鳥取市内）にある場合は、鳥取県及び鳥取市にそれぞれ申請する必要があります。



②処理施設が鳥取市の管轄区域以外にある場合

⇒処理施設が存在する区域が東部地域（積替え保管施設の場合は鳥取市内）以外の市町村にある場合は、鳥取県に申請すれば足够了。



3 提出方法

- (1) 申請書の提出は、申請者本人又は申請内容に精通した方が持参してください。
- (2) 新規認定申請に当たっては、あらかじめ窓口で連絡の上、原則として来所してください。

4 届出等の提出期限

区分	内容
変更届、廃止届	変更又は廃止の日から 10 日以内（ただし、登記事項証明書の添付が必要な場合は 30 日以内。）

実績報告	前年度（当該年の3月31日以前の1年間）の実績について毎年6月30日まで
他の都道府県等における変更等に係る通知	他の都道府県等における認定又は届出の後、遅滞なく

5 標準事務処理期間

申請書が受理されてから認定の処分がなされるまでの標準的な事務処理期間（審査期間）は次のとおりです。（審査内容によってはこの期間より長くなる場合があるので、余裕を持って申請してください。）

なお、申請書に不備があり、補正の通知を行った場合、その補正に要する期間は標準的な事務処理期間には含まれません。

認定区分	期間
新規認定	51日
変更認定	51日

III 申請書等の作成

1 留意事項

■書類提出

- (1) 申請書及び指定様式は、次のホームページからダウンロードできます。なお、ホームページからダウンロードできない方は、窓口にお問い合わせください。
・ 県：<https://www.pref.tottori.lg.jp/296402.htm>
- (2) 添付書類は、A4版の大きさとしてください。なお、登記簿・住民票等大きさの決まっているもの、図面等でA4版であると内容が判別できない場合は、A4版以外の大きさの用紙でも構いません。
- (3) 記入に当たって、色分けを行う場合は蛍光ペンを使用せず、色鉛筆等長期間保存しても色が消えないもので記入してください。
- (4) 申請書及び添付書類の綴り込みは、左側に二穴パンチで穴を開け、ひもやファイルで綴じるか、クリップ留めしてください。(テープ、ステープラ等では綴じないでください。)
- (5) 申請書等に押印をしていただく必要はありませんが、押印が無い場合、必要に応じて本人確認(本人確認書類の提示や提出、電話による確認等)を行う場合があります。その際には、御協力をお願いします。
- (6) 提出前には、表4(p15)「認定申請等に係る添付書類一欄」により、記載内容を必ず確認し、誤記入、記入漏れ、必要添付書類の未添付がないようにしてください。

■申請書等の様式

区分	申請書又は届出書等の様式	添付書類
新規認定申請	認定申請書(様式第5号の2)	表4に掲げる書類
変更認定申請	認定変更申請書(様式第5号の4)	表4に掲げる書類のうち変更に係るもの ○一部廃止の場合 ・表4に掲げる書類のうち廃止内容が分かるもの。 ○全部廃止の場合 ・認定証
変更届	認定変更・廃止届出書(様式第5号の5)	
廃止届		
実績報告	認定報告書(様式第5号の7)	—
他の都道府県等における変更等に係る通知	県指定様式2	変更又は廃止内容の分かるもの

■必要な添付書類等

- (1) 申請書に必要な添付書類は、表4のとおりです。
- (2) 本書で示す法定外様式については、所要の事項がすべて記載されていれば類似様式、他県の様式であっても差し支えありません。
- (3) 「事業を行うに足りる知識・技能」を説明する書類は、許可証の写し(許可期限が有効なもの。他の都道府県等でも可)又は(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが開催する講習会の修了証の写しを添付してください。(詳しくは、「IV 認定について」(p9)を参照)
- (4) 添付書類を綴り込む順番は、表4のNo.1から順に綴り込んでください。(申請書の次にNo.2、

No.3…の順に添付書類が並ぶようにしてください。）

(5) 次の場合、書類の補正（添付書類の訂正、追加提出）を求める場合があります。この場合、必要となる書類の提出は、文書にてお知らせします。

- ・提出された書類に不備がある場合
- ・提出された書類だけでは認定基準に適合しているかどうか判断できない場合 等

■ 手数料等

(1) 認定申請手数料⁵は次のとおりです。

認定区分	手数料（1件）
新規認定	147,000円
変更認定	134,000円

(2) 認定申請書手数料の納付は、次の方法で行ってください。なお、手数料は、申請書受付後は返却されません。（不認定処分、申請書の取下げの場合であっても、返却されません。）

窓口が県の場合	鳥取県収入証紙の貼付、指定口座への振り込み、納入通知書による納付、現金書留での郵送 等 (詳細は窓口へお問い合わせください。)
窓口が市の場合	所定窓口への現金納付、納入通知書による納付、指定口座への振込 (詳細は窓口へお問い合わせください。)

(3) 鳥取県・鳥取市の両方の申請をする場合、鳥取県内に営業の本拠を置く申請者に限り、手数料の減免を受けることができます。詳細は、申請前に窓口にお問い合わせください。

■ 情報公開

提出された申請書、変更届出書は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）又は、鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）に規定する公文書として同条例による開示請求の対象となり、当該書類に対して公文書開示請求があれば、個人情報及び法人の不利益情報等を除き、原則、開示の対象となりますので御承知ください。

2 提出部数

申請書及び変更届出書は、2部（正本・副本：各1部）提出してください。副本は、認定または不認定の処分（または届出書の受理）を行った際に返却します。

- 正本とは ①認定申請書については、原本そのもの。
②添付書類については、原本またはコピーしたもの。
- 副本とは 正本をコピーしたもの。

⁵ 鳥取県手数料徴収条例 79の6、79の7 (https://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG00001014.html)
鳥取市手数料条例 68、69 (https://www.city.tottori.lg.jp/reiki/reiki_honbun/m002RG00000246.html)

IV 認定について

1 認定基準

認定は、法に定める認定基準（表1 (p14)及び表2 (p14)）に適合しなければ、認定されません。認定申請に際して、この認定基準をあらかじめ満足させておくことが必要ですので、申請書を提出する前に、認定基準の適合状況を自ら確認してください。

なお、省令第8条の38の3第5号に規定する「産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有していること」については、鳥取県・鳥取市では下表の区分に応じた許可証（許可期限が有効なもの。他の都道府県等でも可）又は（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが開催する講習会の修了証をもって確認するため、認定に係る事業の範囲に応じた区分又はその両方の書類のコピーを添付してください。

また、講習会の申込み等については、（一社）鳥取県産業廃棄物協会（電話：0858-26-6611）へお問い合わせください。

	区分	許可証の種類	修了証の種類
収 運	産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬業許可証又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	産業廃棄物の収集・運搬課程又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
	特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	特別管理産業廃棄物の収集運搬課程
処 分	産業廃棄物	産業廃棄物処分場許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証	産業廃棄物の処分課程又は特別管理産業廃棄物の処分課程
	特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物処分業許可証	特別管理産業廃棄物の処分課程

■講習会終了証の取扱いについて

- ・講習会修了証の有効期限は、新規許可講習会終了証については、申請の日から起算して5年前の日までとし、更新許可講習会終了証については、申請の日から起算して2年前の日までとして取り扱っていますので、御注意ください。
- ・変更認定申請に当たっては、有効期限の考え方はありませんが、直近の新規認定申請に添付した講習会修了証を変更認定申請書に添付してください。

講習会の区分 認定申請の種類			収集運搬課程			処分課程		
			新規課程		更新課程	新規課程		更新課程
			産廃	特管		産廃	特管	
収 集 運 搬	産業廃棄物	新規	○	○	*			
		変更	○	○	○			
	特別管理産業廃棄物	新規		○	*			
		変更		○	○			
処 分	産業廃棄物	新規				○	○	*
		変更				○	○	○
	特別管理産業廃棄物	新規					○	*
		変更					○	○

*印：他の自治体で既に同一種類の認定を取得している場合は、該当する区分の更新課程の修了証でも新規

認定申請ができます。

※代表者若しくはその業務を行う役員又は業務を行おうとする区域に存する事業者の代表者が、講習会を修了した者又はこれと同等の知識及び技能を有すると認められる者であることが必要です。

2 認定証の交付

認定等がなされたときは、特に申し出がない場合は、申請者の住所へ郵送します。

認定証が到着した場合は、認定証の記載内容を確認してください。認定証に記載間違いがあった場合は、速やかに申請書を提出した窓口へ連絡してください。

なお、認定に有効期間はありませんが、認定証をき損、紛失した場合には認定を取得した窓口の特例認定証再交付申請書（指定様式第1）を提出してください。

また、鳥取県では、認定証に記載の番号は次のルールにより記載されています。

【特例認定証に記載された認定番号について】⁶

鳥取県の認定証の認定番号には8桁の番号が付されています。

<認定番号の構成>

8桁番号 = 0 3 1 S 1 1 1 2
 ① ② ③ ④ ⑤

①の番号は、県・市の固有番号を示します（031：鳥取県）

②の番号は法第12条の7第1項の認定であることを示す文字として「S」が記載されます。

③の番号は収集運搬に係る事業の範囲を示します。

区分	内容	番号
収集運搬なし	—	0
産業廃棄物収集運搬	積替えを含まないもの	1
	積替えを含むもの	2
特別管理産業廃棄物収集運搬	積替えを含まないもの	3
	積替えを含むもの	4

④の番号は処分に係る事業の範囲を示します。

区分	内容	番号
処分なし	—	0
産業廃棄物処分	中間処理のみ	1
	最終処分のみ	2
	中間・最終処分	3
特別管理産業廃棄物処分	中間処理のみ	4
	最終処分のみ	5
	中間・最終処分	6

⑤の番号は認定者に与えられる鳥取県の番号です。

⁶ H30 改正通知 第二の6

V 認定後の必要手続

1 変更認定

法第12条の7第7項に基づき認定内容の変更をしようとする場合は、省令第8条の38の6に規定する変更認定の申請（省令様式第5号の4）が必要となります。

【変更認定が必要な変更】

- 議決権保有割合に関する事項（一体的な経営の基準を満たさなくなる場合に限る。）
- 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実施体制に関する事項
 - ・処理施設に関する事項（積替え又は保管の場所を含む。）
 - ・子法人に派遣している役員に関する事項（一体的な経営の基準を満たさなくなる場合に限る。）
- 認定に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類
- 認定に係る収集、運搬又は処分の範囲
- 認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う区域
- 処理実施者が行う認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容
- 認定に係る産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類及び性状
- 認定に係る収集又は運搬の用に供する施設の種類
- 認定に係る処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、処理能力、処理方式（埋立地にあつては、埋立地の面積及び埋立容量）、構造及び設備
- 認定に係る積替え又は保管場所に係る所在地、面積、産業廃棄物の種類 等

【具体例】⁷

- ・認定事業者の子法人を追加する場合（追加する子法人が新たに認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする場合には、その処理形態の変更度合いを踏まえ、必要に応じて事業の全部廃止の届出の後、改めて新規認定の申請が必要。）
- ・認定事業者のうちの子法人が会社分割された場合
- ・認定事業者のうちの子法人に対する親法人の議決権保有割合が100%から3分の2以上に変更された場合
- ・排出事業場の場所の変更（認定に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域の変更が伴うものに限る）
- ・収集運搬の用に供する施設の数量、認定に係る産業廃棄物の排出量の大幅な変更（収集、運搬又は処分の内容の変更に該当）

2 変更届

1の変更認定に該当しない場合で、法第12条の7第9項に基づき認定内容の軽微な変更をしようとする場合は、変更の日から10日以内（登記事項証明書を添付する場合は30日）以内に、省令第8条の38の8に規定する変更・廃止届出書（省令様式第5号の5）を提出する必要があります。

⁷ R2取扱通知第6の7の(2)の③

【具体例】

- ・排出事業場の場所の変更（認定に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域の変更を伴わないもの）

3 廃止届

認定事業の全部又は一部を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に、省令第8条の38の8に規定する変更・廃止届出書(省令様式第5号の5)及び認定証を提出する必要があります。

【具体例】

○一部廃止

- ・認定に係る産業廃棄物の積卸し又は処分の区域の縮小（これらを行わない都道府県等がある場合）
- ・処理を行う産業廃棄物の種類や処理の範囲を縮小させる場合
- ・認定事業者のうち一部の事業者を認定対象から外す場合で処理形態が大きく変わらない場合（処理形態が大きく変わる場合は、変更認定申請等によること。）

○全部廃止

- ・認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の全てを行わないこととした場合

4 実績報告

認定を受けた場合は、親法人又は子法人が共同で、毎年6月30日までに、認定に係る産業廃棄物の処理に関し、省令第8条の38の11に規定する報告書（省令様式第5号の7）を提出する必要があります。

5 他の都道府県等における変更等に係る通知

鳥取県以外の都道府県等（法第24条の2に規定する政令市を含む。鳥取県内では鳥取市）でも特例の認定を受けている場合は、鳥取県以外の都道府県等に変更の認定、変更又は廃止の届出を行ったときは、当該変更等の内容（表6（p18））について遅滞なく鳥取県・鳥取市に通知する必要があります。

なお、既に認定を取得している場合でも、新たな都道府県の管轄区域において、産業廃棄物の積卸し又は処分を行おうとする場合には、追加となる都道府県知事等に対して新規の認定申請が必要となります。

6 その他

(1) 収集運搬車等の表示

認定事業者が運搬車等を用いて認定に係る産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、当該認定に係る全ての運搬車等について、省令第7条の2の2（船舶の場合は省令第7条の2）の規定により両側面に次の表示が必要です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①産業廃棄物の収集または運搬の用に供する運搬車である旨②認定事業者の名称(当該車両等の所有権又は使用権原を有する者)③認定番号（複数の都道府県等から認定を受けた事業者は全ての認定番号を表示） |
|---|

※1 表示様式は省令様式第1号によること。

※2 表示は識別しやすい色で表示するものとし、①については日本工業規格Z8305に規定する140ポイント以上の大きさ、②及び③については、日本工業規格Z8305に規定する90ポイント以上の大きさで表示すること。(表示すべき名称及び認定番号が著しく多い場合は、当該事項について90ポイント以下の大きさでの表示も可)

(2) 認定証の写しの備え付け

運搬車等には、認定証の備え付け（複数の都道府県等から認定を受けた事業者は全ての認定証）が必要です。

なお、運搬車等が複数ある場合は、その全てについて認定証の写しの備え付けが必要となります。

VI 基準・添付書類等

表1 二以上の事業者の一体的な経営の基準（省令第8条の38の2）

<p>二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者について、次のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有していること。</p> <p>二 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の三分の二以上に相当する数又は額の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は出資を保有していること。</p> <p>ロ その役員（第2条第7号に規定する役員をいう。）又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員（これに準ずる者を含む。第8条の38の5第2項第4号及び第4項第5号において同じ。）として派遣していること。</p> <p>ハ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと。</p>

表2 適正な収集、運搬又は処分を行うことができる事業者の基準（施行規則第8条の38の3）

<p>一 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。以下この条から第8条の38の11までにおいて同じ。）に関する計画において当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うこととされた者であること。</p> <p>二 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制の下で、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。</p> <p>三 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。</p> <p>四 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあつては、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して、受託者と委託契約を締結するとともに当該受託者に対し管理票を交付する者であること。</p> <p>五 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。</p> <p>六 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。</p> <p>七 法第14条第5項第2号イからニまで及びへのいずれにも該当しないこと。</p> <p>八 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。</p> <p>九 次に掲げる基準に適合する施設を有すること。</p> <p>イ 当該申請に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合における当該収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。</p> <p>(1) 当該産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。</p> <p>(2) 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>ロ 当該申請に係る産業廃棄物の処分を行う場合における当該処分の用に供する施設については、次によること。</p> <p>(1) 当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設にあつては、法第15条第1項の許可（法第15条の2の6第1項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであること。</p> <p>(3) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>十 その他環境大臣が定める基準に適合していること。</p>

表3 変更の認定を要しない軽微な変更（省令第8条の38の7）

<p>法第12条の7第7項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p> <p>(1) 第8条の38の5第1項第1号に掲げる事項に係る変更（第8条の38の2第1号又は第2号イに該当しないこととなる場合に限る。）</p> <p>(2) 第8条の38の5第2項第3号又は第4号に掲げる事項に係る変更（第4号に掲げる事項に係る変更にあつては第8条の38の2第1号及び第2号ロに該当しないこととなる場合に限る。）</p> <p>(3) 第8条の38の5第3項各号に掲げる事項に係る変更</p> <p>(4) 第8条の38の5第4項第1号イ、ハ、ニからへまで又は又に掲げる事項に係る変更（ハに掲げる事項に係る変更にあつては当該処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類及び性状、ニに掲げる事項に係る変更にあつては当該収集又は運搬の用に供する施設の種類の（※1）、へに掲げる事項に係る変更にあつては(1)から(3)までの変更に限る。）</p>

※1 運搬車両のメーカー・型式を変更した場合（車両から船舶への変更、車両の形状・性能等の大きな変更の場合は、変更認定申請の対象。）⁸

表4 認定申請等に係る添付書類（省令第8条の38の5第4項）

	内容	事業区分		
		共通	収運	処分
1	事業計画書（表5（p17）に掲げる事項を記載したもの）	○	—	—
2	定款又は寄付行為及び登記事項証明書（省令第8条の38の2第2号ハに規定する基準に適合したものであることを示すものを含む。）（※1）	○	—	—
3	全ての子法人に係る株主名簿（これに準ずるものを含む。）	○	—	—
4	処理実施者が省令第8条の38の3第5号から8号までに適合することを示す次の書類	○	—	—
	イ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うに足る技術的能力を説明する書類（※2）	○	—	—
	ロ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（省令様式第5号の3）（※3）	○	—	—
	ハ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（※4）	○	—	—
	ニ 法第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約する書面（省令様式第5号の3）	○	—	—
	ホ 法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（※5）及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。へ及びトにおいて、同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（※6）	○	—	—
	へ 役員の住民票の写し（※5）及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（※6）	○	—	—
	ト 政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し（※5）及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（※6）	○	—	—

⁸R2取扱通知第6の7の（2）の③

5	親法人の役員又は職員であって、子法人の業務を執行する役員として派遣されている者の氏名及び住所並びに親法人から子法人に派遣されていることを示す書類（※7）	○	—	—
6	産業廃棄物の処分の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設について許可を受けていることを証する書類	—	—	○
7	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図その他の当該施設が第8条の38の3第9号に規定する基準に適合したものであることを示す書類（※8）	○	—	—
8	申請者が当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類	○	—	—
9	省令第8条の38の2第二号ハの基準（親法人と子法人は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと）に適合したものであることを示す書類（上記2に掲げるものを除く。）（※9）	○	—	—
10	その他環境大臣が定める書類（※10）	—	—	—

- ※1 認定に係る全ての法人のものとし、法人の登記事項証明書の種類は、履歴事項全部証明書とすること。
- ※2 該当する事業の区分に応じた（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが開催する講習会の修了証の写し。（該当する認定事業の区分に応じた講習会の修了証とすること。）
- ※3 資金調達が借入金の場合は「借入金償還計画」（県指定様式3）を添付すること。
- ※4 法人税の納税証明書については「その1（納税額等証明用）」、確定申告書について法人税は「別表一（一）」、所得税は「第一表」とする。直前の事業年度において債務超過が生じている場合又は直前の3期連続赤字などの場合は「経営再建計画書」（県指定様式4）を添付すること。また、設立3年未満の法人で直前3年分の書類が提出できない場合は、直近の期間の納税証明書等及び事業収支計画（県指定様式5）を添付すること。
- ※5 住民票の写しについては、本籍地（外国人にあっては国籍等）の記載があるもの、マイナンバーの記載がないものとする。また、外国人にあっては、外国人登録証明書の写しまたは登録原票記載事項証明書とする。
- ※6 心身の故障により、その業務を適切に行うことのできない者として環境省令で定める者の該当性審査に必要な書類は、①成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、又は②精神の機能の障害に関する医師の診断書等とする。
- ※7 親法人から子法人の業務執行役員を外向させていることについて、子法人の登記事項証明書、出向前時点の親法人の役員に関する情報が記載された登記事項証明書その他の当該業務執行役員が親法人の役員又は職員であったことを示す書類等。⁹
- ※8 政令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、省令第12条及び第12条の2に規定する技術上の基準を参考に適合状況を示すこと。¹⁰
- ※9 かつて同一の法人であったことを示す登記事項証明書及び同一の法人であったときの廃棄物の処理に係る計画、契約書、帳簿等。⁹
- ※10 R2.4.1時点で規定なし。
- ※11 公的証明書は原則コピー可（ただし、許可証については、申請時の原本確認が必要）。

⁹ R2取扱通知第6の3の（2）

¹⁰ R2取扱通知第6の4の（8）

表5 事業計画に記載すべき内容（省令第8条の38の5第4項第1号）

	内容	事業区分		
		共通	収運	処分
イ	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容（※1）	○	—	—
ロ	産業廃棄物 について最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（※2）	○	—	—
ハ	産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法	○	—	—
ニ	収集又は運搬を行う場合にあっては、当該収集又は運搬の用に供する施設の種類及び数量	—	○	—
ホ	処分を行う場合にあっては、当該処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方式（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立地の面積及び埋立容量）、構造及び設備の概要	—	—	○
ヘ	積替え又は保管を行う場合にあっては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項 (1) 所在地 (2) 面積 (3) 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） (4) 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限 (5) 保管の高さ（屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。）	○	—	—
ト	産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地	○	—	—
チ	産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る都道府県名及び許可番号（申請中の場合は、申請年月日）	○	—	—
リ	次に掲げる産業廃棄物等の1年間の数量又は熱量 (1) 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの数量 (2) 処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量 (3) 再生を行う場合にあっては再生品の種類ごとの数量 (4) 熱回収を行う場合にあっては当該熱回収により得ようとする熱量	○	—	—
ヌ	産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制（※3）	○	—	—
ル	認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容（※4）	○	—	—
ヲ	産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者（親法人又は子法人）以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項（※5）	○	—	—
ワ	環境大臣が定める事項（※6）	—	—	—

※1 処理実施者ごとに、産業廃棄物の収集、運搬又は処分の具体的な内容等を明記すること。また、既に産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可を受けている場合には、当該許可番号及び認定後の許可の取り扱いを記載すること。

※2 フロー図等。排出段階から最終処分（再生）までの各工程の処理を行う事業者が分かるように記載すること。

※3 処理実施者が親法人の統括管理体制（親法人が認定申請に係る産業廃棄物の収集運搬又は処分についての全体的な方針を示し、子法人をそれに適合させることができる程度に経営等に影響力を有する体制。処理

- 実施者が親法人である場合を含む。)の下に位置付けられていることを示すこと。¹¹
- ※4 処理施設の使用日の区別、申請外の産業廃棄物の処理方針に変更が生じた場合等に省令第8条の38の7の軽微変更届出をする等、不適正処理を防止するための実効性のある具体的な取組内容を記載すること。¹²
 - ※5 申請に係る認定事業者全員が委託契約を締結するとともに、管理票を共同して交付することその他適切な方法でこれらを行うことについて、委託契約書のひな形の提示や管理票の事業者欄への認定事業者であることの明記等、具体的に記載すること。¹³
 - ※6 R2.4.1時点で規定なし。

表6 他の都道府県等において変更の認定を受けた場合等の鳥取県・鳥取市に通知すべき事項

他の都道府県等における手続の区分	鳥取県・鳥取市に通知すべき事項
変更認定申請（省令第8条の38の6第3項）	(1) 変更の認定を受けた都道府県等及びその年月日 (2) 変更の内容 (3) 変更の理由 (4) 変更後の処理の開始予定年月日
変更届出（省令第8条の38の8第3項）	(1) 届出書を提出した都道府県等及びその年月日 (2) 変更の内容 (3) 変更の理由 (4) 変更の年月日
廃止届出（省令第8条の38の10第3項）	(1) 届出書を提出した都道府県等及びその年月日 (2) 廃止した産業廃棄物の収集、運搬又は処分の範囲 (3) 廃止の理由 (4) 廃止の年月日

¹¹ R2取扱通知第6の4の(2)

¹² R2取扱通知第6の4の(3)

¹³ R2取扱通知第6の4の(4)

【様式集】

【法定様式】

- ・ 特例認定申請書（様式第5号の2）
- ・ 資金計画及び誓約書（様式第5号の3）
- ・ 特例認定変更申請書（様式第5号の4）
- ・ 特例認定変更（廃止）届出書（様式第5の5）
- ・ 特例認定報告書（様式第5号の7）

【県指定様式】

- ・ 特例認定証再交付申請書（指定様式第1）
- ・ 特例認定に係る通知書（指定様式第2）
- ・ 借入金償還計画（指定様式第3）
- ・ 経営再建計画書（指定様式第4）
- ・ 事業収支計画（指定様式第5）

【県推奨様式】

- ・ 認定申請書の事業の範囲欄の別紙（推奨様式第2）
- ・ 事業計画の概要（推奨様式第1）

様式第5号の2（第8条の38の4関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
（市長）

申請者

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</p>	
<p>申請に係る収集、運搬又は処分の範囲（収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）</p>	
<p>申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域（他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。）</p>	
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

(第2面)

統括して管理する事業者		
(ふりがな) 名 称		
収集、運搬又は処分を行う事業者		
(ふりがな) 名 称		
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設（積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。）		
申請者のうちいずれか一の事業者（統括して管理する事業者）が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合		
議決権を保有する一の事業者の名称		
他の全ての事業者の名称	当該一の事業者が保有する議決権保有割合	
統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況（統括して管理する事業者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
	派遣先名称	派 遣 先 住 所
	派遣先役職名・呼称	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者(統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株		出資の口数又は額	
	生年月日	保有する株式の数又は出資の口数若しくは出資の金額	本	籍
(ふりがな)氏名又は名称		割合	住	所

備考

- ※欄は記載しないこと。
- 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先

名称
部署名
住所
担当者の氏名
電話番号

※手数料欄

様式第5号の3（第8条の38の5第5項関係）

（第1面）

申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額 及びその資金の調達方法		
内訳	金額（千円）	
資金の総額		
土地		
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
処理施設		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	（借入先名）	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

誓 約 書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約します。

年 月 日

都道府県知事 様
(市長)

提出者

住 所

氏 名

代表者の氏名

電話番号

様式第5号の4（第8条の38の6関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書	
年 月 日	
都道府県知事 殿 （市長）	
申請者 住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号	
住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
認定の年月日及び認定番号（他の都道府県知事等の認定を受けている場合は、当該認定の年月日及び認定番号）	年 月 日 第 号 （都道府県等名： 年 月 日 第 号）
認定に係る処理の範囲（収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更後の処理の開始予定年月日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 ※欄は記入しないこと。2 「申請者」には、認定を受けた者（変更の認定を受けようとする者）のすべてを記載すること。3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。変更に係る収集、運搬又は処分の用に供する施設がある場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要を記載すること。
<p>連絡先</p> <p>名 称</p> <p>部署名</p> <p>住 所</p> <p>担当者の氏名</p> <p>電話番号</p>
<p>※手数料欄</p>

(日本産業規格 A列4番)

様式第5号の5（第8条の38の8、第8条の38の10関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定		変更 廃止 届出書 年 月 日
都道府県知事 殿 (市長)		
申請者 住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号		
住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号		
年 月 日付け第 号で認定を受けた二以上の事業者による産業廃棄物の 処理に係る特例の認定に係る以下の事項について 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃 廃止 第12条の7第9項 に関する法律 施行令第6条の7の2 の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
変更した事項（規則第8条の38の5第2項第4号に掲げる事項を除く。）又は廃止した事項の内容		
変更した事項の内容（規則第8条の38の5第2項第4号に掲げる事項）		
(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
氏 名	役職名・呼称	住 所
変更又は廃止の理由		

(第2面)

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 この届出書は、変更又は廃止の日から10日（登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日）以内に提出すること。2 「届出者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
<p>連絡先</p> <p>名 称</p> <p>部署名</p> <p>住 所</p> <p>担当者の氏名</p> <p>電話番号</p>

(日本産業規格 A列4番)

様式第5号の7（第8条の38の11関係）

（第1面）

<p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の11の規定に基づき、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る 年度の処理状況を報告します。</p>	
認定の年月日及び認定番号（他の都道府県知事等の認定を受けている場合は、当該認定の年月日及び認定番号）	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p> <p style="text-align: center;">(都道府県等名： 年 月 日 第 号)</p>
収集、運搬又は処分を行った産業廃棄物の種類ごとの数量	
産業廃棄物の種類	処理した量
	t
	t
	t
	t
	t
	t
合 計	t

(第2面)

処分に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量		
産業廃棄物の種類	生じた量	
		t
		t
		t
合 計		t
再生品の種類ごとの数量		
再生品	生じた量	
		t
		t
		t
合 計		t
熱回収により得られた熱量		
熱回収の方法	熱量	計算方法
	kcal	
	kcal	
合 計		kcal
<p>（当該認定に係る産業廃棄物の処理を当該二以上の事業者以外の者に委託した場合にあっては、委託の内容及び委託量並びに適正な処理を確保するために行った措置</p>		
<p>備考</p> <p>1 翌年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>2 「報告者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。</p> <p>3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>		
<p>連絡先</p> <p>名 称</p> <p>部署名</p> <p>住 所</p> <p>担当者の氏名</p> <p>電話番号</p>		

(日本産業規格 A列4番)

指定様式第 1

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の再交付について、次のとおり申請します。

認定の年月日	年 月 日
認定番号	
再交付申請の理由	
※事務処理欄	

- 備考
- 1 ※の欄は記入しないこと。
 - 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 - 3 添付書類
本申請に係る特例認定証（失った場合を除く。）

(日本産業規格 A列4番)

指定様式第2

<p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: center;">通知者 住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号</p> <p>年 月 日付け第 号で認定を受けた二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例に係る以下の事項について、 から変更の認定を受けた 他の都道府県知事等 に変更の届出をした ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 に廃止の届出をした</p> <p>第8条の38の6第3項 行規則 第8条の38の8第3項 の規定により通知します。 第8条の38の10第3項</p>	
変更の認定を受けた、変更又は廃止の届出をした都道府県名及びその年月日	都道府県等名： 年 月 日
変更の内容（廃止にあつては、廃止した産業廃棄物の収集、運搬又は処分の範囲）	
変更又は廃止の理由	
変更又は廃止の年月日（変更の認定を受けた場合にあつては、変更後の処理の開始予定年月日）	年 月 日
備考 1 「通知者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

(日本産業規格 A列4番)

指定様式第3

借 入 金 償 還 計 画

当該事業開始年度における借入金残高	円
当該事業開始に必要な借入金合計額	円
当該事業開始年度借入金合計額	円 年 月 日現在

(単位： 円)

年 度		前 年 度	当該年度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
区 分									
	借入金残高								
	償 還 金								
上 記 に 対 す る 財 源	当 期 利 益								
	減価償却費								
	計								

経営再建計画書

1 財務改善計画

(1) 負債・資本内訳 (年 月 日現在) (単位：千円)

科目		残高	個別内訳
固定負債			
流動負債			
負債合計			
資本	資本金		
	積立金等		
	未処分利益		
資本合計			

※計画時点の貸借対照表、融資関係書類(写)、預金残高証明、資産目録等を添付する。

(2) 返済等改善計画 (単位：千円)

年度		直近決算	年	年	年	年	年	
負債の部	固定負債残高							
	流動負債残高							
	計							
	増減内訳	返済額						
		債務免除						
その他								
資本の部	資本金							
	積立金等							
	未処分利益							
	計							
	増減内訳	増資等						
		当期利益						
		その他						

2 収支改善計画

(単位：千円)

年 度		直近決算	年	年	年	年	年
収 入	売 上 高(A)						
	営業外収入等(B)						
	計(C)=(A)+(B)						
支 出	経 費(D)						
	販売原価						
	一般管理費						
	営業外費用等						
計(F)=(D)+(E)							
税引前当期利益 (C)-(F)							
当期利益							

※営業外収入等、営業外費用等には特別利益、特別損失をそれぞれ含むこと。

※積算根拠を添付すること

3 事業運営に当たっての自助努力、効率化等計画

(人員削減、営業所の統廃合、分社化等具体的に記載する。)

(1) 事業全般に関するもの

(2) 産業廃棄物処理の特例認定に関するもの

4 経営改善に当たって、金融機関、取引先等からの支援策

支援企業等名	支援の内容、条件 等

※注 取引先等との間で、支援に関する覚書等があれば写しを添付する。

※備考：これに代わる関係書類があり、具体性があればそのもので差し支えない。

事業収支計画

区 分		計 画							
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
収 益	事業 収益								
	事業外収益								
	計								
費 用	営業 費用								
	営業外 費用								
	計								
当期利益									

備考 積算根拠の明細書を添付のこと

【普通産業廃棄物】認定申請書の第1面「事業の範囲」欄の別記説明

収集運搬	有 ・ 無	積替保管	有 ・ 無
処分	有 ・ 無	処分方法	中間処理（ ） ・ 最終処分（ ）

廃棄物区分	事業範囲ごとの区分		
	認定申請する産業廃棄物	収集運搬・積替保管・処分（ ）	収集運搬・積替保管・処分（ ）
石綿含有産業廃棄物	含む ・ 除く	含む ・ 除く	含む ・ 除く
水銀使用製品産業廃棄物	含む ・ 除く	含む ・ 除く	含む ・ 除く
水銀含有ばいじん等	含む ・ 除く	含む ・ 除く	含む ・ 除く

	産業廃棄物の種類	廃棄物の種類							
		収集運搬・積替保管・処分（ ）				収集運搬・積替保管・処分（ ）			
		取扱品目	限定がある場合その内容 ^(注3)			取扱品目	限定がある場合その内容 ^(注3)		
	石綿含有	水銀使用	水銀含有	その他		石綿含有	水銀使用	水銀含有	その他
1	燃え殻								
2	汚泥								
3	廃油								
4	廃酸								
5	廃アルカリ								
6	廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く)								
	〃 (自動車等破砕物を含む)								
7	紙くず								
8	木くず								
9	繊維くず								
10	動植物性残さ								
11	動物系固形不要物								
12	ゴムくず								
13	金属くず (自動車等破砕物を除く)								
	〃 (自動車等破砕物を含む)								
14	ガラスくず等 ^(注1) (自動車等破砕物を除く)								
	〃 (自動車等破砕物を含む)								
15	鋳さい								
16	がれき類								
17	家畜のふん尿								
18	家畜の死体								
19	ばいじん								
20	政令13号廃棄物								
					収集運搬・積替保管・処分（ ）について 以上、品目いづれも特別管理産業廃棄物を除く				
					収集運搬・積替保管・処分（ ）について 以上、品目いづれも特別管理産業廃棄物を除く				

(注1) ガラスくず等とは、「ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず」のことを指す。
 (注2) 認定申請を行うものについて、取扱品目に○印を、取扱わない品目には-印を付けること。
 (注3) 限定内容にある略語の意味は次のとおり。該当する場合に○印、非該当には-印を付けること。
 石綿含有=石綿含有産業廃棄物、水銀使用=水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有=水銀含有ばいじん等

事業計画の概要

1 認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容

※収集運搬業、処分業の許可を受けている場合は、許可証の写しを添付した上で、許可番号（申請中の場合は申請年月日）及び認定後の許可の取り扱いを記載すること。

名称 (法人の区分)	事業の区分及び 許可の内容	事業の内容

2 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程

3 当該申請に係る産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法

番号	処理後物の種類	性状	処理方法
1			
2			
3			

4 収集又は運搬を行う場合は、当該収集又は運搬の用に供する施設の種類及び数量

(1) 運搬車両・船舶一覧					
	車体の形状 又は船舶名称	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地 ※ 付近の見取図を添付すること。					
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途		容量	備考	

5 処分を行う場合は、施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方式（当該施設が最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量）、構造及び設備の概要

番号	施設の設置場所				
	施設の種類	取り扱う産業廃棄物の種類	設置年月日	設置許可番号	処理方式
1					
2					
3					
4					

注1) 同一許可の施設や機器が複数存在する場合は、施設、機械毎に番号を分けて記載すること。

注2) 構造及び設備の概要が分かる図面を添付すること。

6 積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管の場所の概要

○施設番号

所在地				
面積				
積替え保管を行う産業廃棄物の種類				
番号	産業廃棄物の種類	保管面積	保管量上限	積上げ高さ上限
1				
2				
3				
4				
5				
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の含有有無 ※含有する産業廃棄物の表の番号を記載すること。				
石綿含有				
水銀使用製品				
水銀含有ばいじん等				

注1) 積上げ高さの上限は、屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。

注2) 施設が複数の場合、施設毎に表を分けて記載すること。

7 産業廃棄物を生じる事業場の概要

法人名称	事業所名称	所在地

8 次に掲げる産業廃棄物等の1年間の数量又は熱量

(1) 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの数量

収集運搬			処分		
積替えの有無	産業廃棄物の種類	数量	処分方法	産業廃棄物の種類	数量

(2) 処分に伴い生ずる廃棄物（再生品）の種類ごとの数量

産業廃棄物の種類	数量

(3) 再生を行う場合は、再生品の種類ごとの数量

再生品の種類	数量

(4) 熱回収により得ようとする熱量

熱回収の方法	熱量	算定方法
	M J	
	M J	
合計		M J

9 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制

10 認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合は、当該産業廃棄物と区分して処理するための必要な措置の内容
※必要な措置の内容を図示した施設配置図を添付すること。

11 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者（親法人又は子法人）以外の者に委託する場合は、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項

【記載例】

※次のような架空のグループ企業の申請を例にした記載例です。

名称	役割・位置付け
①親会社：株式会社〇〇	主たる排出者、統括法人
②子会社A：株式会社□□	グループ内で収集運搬を行う法人
③子会社B：株式会社▲▲	グループ内で中間処理（破砕）を行う法人

- ・もともと1つの法人で、以前は「自ら処理」を行っていたが、新たに①～③に分社化したことに伴い、認定を申請。
- ・子会社Aは、積替え保管施設を有し、グループ内の廃棄物の収集運搬を担当している。
- ・子会社Bは、廃棄物処理法第15条に基づく設置許可施設を有し、グループ内で生じた廃蛍光灯を破砕し、破砕後の残さについては、グループ外の処分業者（最終処分・埋立）に処分委託する。

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書

令和●年●月●日

鳥取県知事 殿
(鳥取市長)

- ・最上段に親法人を記載すること
- ・認定を受ける全ての法人の連名で申請すること。

申請者

住所 鳥取県鳥取市○○町○○番地
名称 株式会社○○

代表者の氏名 ●● ●●
電話番号 0857-○○-○○○○

住所 鳥取県倉吉市○○町○○番地
名称 株式会社□□

代表者の氏名 ●● ●●
電話番号 0858-○○-○○○○

住所 鳥取県米子市○○町○○番地
名称 株式会社▲▲

代表者の氏名 ●● ●●
電話番号 0859-○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</p>	<p>別紙推奨様式第1のとおり</p>
<p>申請に係る収集、運搬又は処分の範囲（収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）</p>	<p>別紙推奨様式第1のとおり</p>
<p>申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域（他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。）</p>	<p>鳥取県</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

(第2面)

統括して管理する事業者		
(ふりがな) 名 称	かぶしきがいしゃまるまる 株式会社〇〇	
収集、運搬又は処分を行う事業者		
(ふりがな) 名 称	かぶしきがいしゃしかくしかく かぶしきがいしゃさんかくさんかく 株式会社□□、株式会社▲▲	
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設（積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。）	【収集運搬】 株式会社□□ 積替保管施設 鳥取県倉吉市●● 【処分】 株式会社▲▲ 中間処理（破碎）施設 鳥取県米子市●●	
申請者のうちいずれか一の事業者（統括して管理する事業者）が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合		
議決権を保有する一の事業者の名称	株式会社〇〇	
他の全ての事業者の名称	当該一の事業者が保有する議決権保有割合	
株式会社□□	株式会社〇〇 100%	
株式会社▲▲	株式会社〇〇 80%	
統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況（統括して管理する事業者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
	派 遣 先 名 称	派 遣 先 住 所
	派遣先役職名・呼称	
とっとり たろう 鳥取 太郎	昭和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇
	取締役	鳥取県鳥取市〇〇
	株式会社□□	鳥取県倉吉市●●
	代表取締役	
とっとり はなこ 鳥取 花子	昭和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇
	取締役	鳥取県鳥取市〇〇
	株式会社▲▲	鳥取県米子市●●
	代表取締役	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者(統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	5, 000株		出資の口数又は額	5, 000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の口数若 しくは出資の金額	本	籍
		割合	住	所
まるまるさんこう ●●銀行 かぶしきがいしゃ 株式会社		2, 000株		
		40%	鳥取県鳥取市●●	
まるまるしょうし ●●商事 かぶしきがいしゃ 株式会社		2, 000株		
		40%	鳥取県倉吉市●●	
とっとり じろう 鳥取 次郎	S50. 12. 1	1, 000株		鳥取県鳥取市○○
		20%		鳥取県米子市○○

備考

- ※欄は記載しないこと。
- 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先

名称 株式会社○○
 部署名 環境部環境管理課
 住所 鳥取県鳥取市○○町○○番地
 担当者の氏名 ●● ●●
 電話番号 0857-●●-●●●●

※手数料欄

【普通産業廃棄物】認定申請書の第1面「事業の範囲」欄の別記説明

収集運搬	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	積替保管	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
処分	有・無	処分方法	中間処理() 最終処分()

廃棄物区分	事業範囲ごとの区分			
	認定申請する産業廃棄物	収集運搬	積替保管・処分()	収集運搬・積替保管・処分()
石綿含有産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く
水銀使用製品産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く
水銀含有ばいじん等	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く

産業廃棄物の種類	廃棄物の種類							
	収集運搬・積替保管・処分()				収集運搬・積替保管・処分()			
	取扱品目	限定がある場合その内容 ^(注3)			取扱品目	限定がある場合その内容 ^(注3)		
	石綿含有	水銀使用	水銀含有	その他	石綿含有	水銀使用	水銀含有	その他
1 燃え殻	-				-			
2 汚泥	-				-			
3 廃油	-				-			
4 廃酸	-				-			
5 廃アルカリ	-				-			
6 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く)	<input checked="" type="checkbox"/> ○	-	<input checked="" type="checkbox"/> ○		<input checked="" type="checkbox"/> ○	-	<input checked="" type="checkbox"/> ○	
〃 (自動車等破砕物を含む)	-				-			
7 紙くず	-				-			
8 木くず	-				-			
9 繊維くず	-				-			
10 動植物性残さ	-				-			
11 動物系固形不要物	-				-			
12 ゴムくず	-				-			
13 金属くず (自動車等破砕物を除く)	<input checked="" type="checkbox"/> ○	-	<input checked="" type="checkbox"/> ○		<input checked="" type="checkbox"/> ○	-	<input checked="" type="checkbox"/> ○	
〃 (自動車等破砕物を含む)	-				-			
14 ガラスくず等 ^(注1) (自動車等破砕物を除く)	<input checked="" type="checkbox"/> ○	-	<input checked="" type="checkbox"/> ○		<input checked="" type="checkbox"/> ○	-	<input checked="" type="checkbox"/> ○	
〃 (自動車等破砕物を含む)	-				-			
15 鋳さい	-				-			
16 がれき類	-				-			
17 家畜のふん尿	-				-			
18 家畜の死体	-				-			
19 ばいじん	-				-			
20 政令13号廃棄物	-				-			
	以上、3品目いずれも特別管理産業廃棄物を除く				以上、3品目いずれも特別管理産業廃棄物を除く			

(注1) ガラスくず等とは、「ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず」のことを指す。

(注2) 認定申請を行うものについて、取扱品目に○印を、取扱わない品目には一印を付けること。

(注3) 限定内容にある略語の意味は次のとおり。該当する場合に○印、非該当には一印を付けること。

石綿含有＝石綿含有産業廃棄物、水銀使用＝水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有＝水銀含有ばいじん等

【普通産業廃棄物】認定申請書の第1面「事業の範囲」欄の別記説明

収集運搬	有・無	積替保管	有・無
処分	有・無	処分方法	中間処理(破碎)・最終処分()

廃棄物区分	事業範囲ごとの区分		
	認定申請する産業廃棄物	収集運搬・積替保管・処分(中間処理)	収集運搬・積替保管・処分()
石綿含有産業廃棄物	含む・ 除く	含む・ 除く	含む・除く
水銀使用製品産業廃棄物	含む ・除く	含む ・除く	含む・除く
水銀含有ばいじん等	含む・ 除く	含む・ 除く	含む・除く

産業廃棄物の種類	廃棄物の種類							
	収集運搬・積替保管・処分(中間処理)				収集運搬・積替保管・処分()			
	取扱品目	限定がある場合その内容 ^(注3)			取扱品目	限定がある場合その内容 ^(注3)		
	石綿含有	水銀使用	水銀含有	その他	石綿含有	水銀使用	水銀含有	その他
1 燃え殻	-							
2 汚泥	-							
3 廃油	-							
4 廃酸	-							
5 廃アルカリ	-							
6 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く)	○	-	○					
〃 (自動車等破砕物を含む)	-							
7 紙くず	-							
8 木くず	-							
9 繊維くず	-							
10 動植物性残さ	-							
11 動物系固形不要物	-							
12 ゴムくず	-							
13 金属くず (自動車等破砕物を除く)	○	-	○					
〃 (自動車等破砕物を含む)	-							
14 ガラスくず等 ^(注1) (自動車等破砕物を除く)	○	-	○					
〃 (自動車等破砕物を含む)	-							
15 鋳さい	-							
16 がれき類	-							
17 家畜のふん尿	-							
18 家畜の死体	-							
19 ばいじん	-							
20 政令13号廃棄物	-							
	以上、3品目いずれも特別管理産業廃棄物を除く				以上、品目いずれも特別管理産業廃棄物を除く			

(注1) ガラスくず等とは、「ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず」のことを指す。
 (注2) 認定申請を行うものについて、取扱品目に○印を、取扱わない品目には一印を付けること。
 (注3) 限定内容にある略語の意味は次のとおり。該当する場合に○印、非該当には一印を付けること。
 石綿含有＝石綿含有産業廃棄物、水銀使用＝水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有＝水銀含有ばいじん等

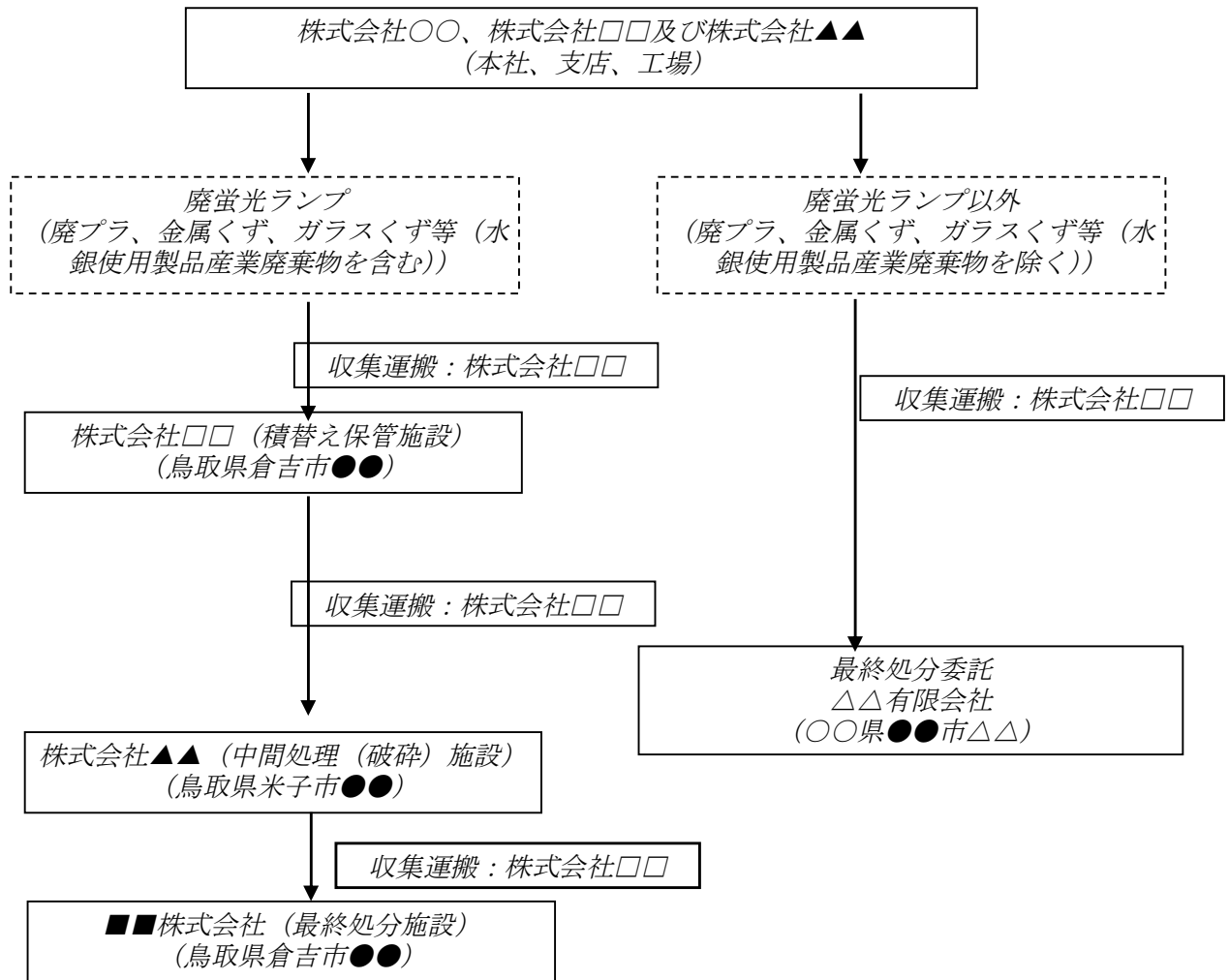
事業計画の概要

1 認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容

※収集運搬業、処分業の許可を受けている場合は、許可証の写しを添付した上で、許可番号（申請中の場合は申請年月日）及び認定後の許可の取り扱いを記載すること。

名称 (法人の区分)	事業の区分及び 許可の内容	事業の内容
株式会社○○ (親法人)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の本社・支社事務所及び工場から排出される廃蛍光灯（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（水銀使用製品産業廃棄物を含む））については、株式会社□□が収集運搬し、株式会社▲▲の中間処理（破碎）施設で破碎後、■■株式会社へ最終処分委託する。 ・当社の本社・支社事務所及び工場から排出される廃蛍光灯以外の廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（水銀使用製品産業廃棄物を除く）については、株式会社□□が収集運搬し、最終処分業者である△△有限会社に処分委託する。
株式会社□□ (子法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業（積替え保管あり） ・鳥取県 許可番号○○○○○○○○○○ ※認定後も他社の産業廃棄物を収集運搬するため許可を更新する 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社○○、当社及び株式会社▲▲から受託した廃蛍光灯（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（水銀使用製品産業廃棄物を含む））について、当社が収集運搬し、自社の積替え保管施設（鳥取県倉吉市●●）での積替え保管の後、株式会社▲▲の中間処理（破碎）施設（鳥取県米子市●●）に搬入する。 ・株式会社○○から受託した廃蛍光灯等以外の廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（水銀使用製品産業廃棄物を除く）については、当社が収集運搬し、積替え保管を行わず、直接、最終処分業者である△△有限会社に処分委託する。
株式会社▲▲ (子法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処分業（中間処理（破碎）） ・●●県 許可番号○○○○○○○○○○ ※認定後も他社の産業廃棄物を処分するため許可を更新する 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社○○、株式会社□□及び当社から排出される廃蛍光灯（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（水銀使用製品産業廃棄物を含む））について、株式会社□□が収集運搬し、当社の中間処理（破碎）施設（鳥取県米子市●●）に搬入する。 ・破碎後の残さについては、株式会社□□が収集運搬し、最終処分業者である■■株式会社（鳥取県倉吉市●●）に処分委託する。

2 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程



3 当該申請に係る産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法

番号	処理後物の種類	性状	処理方法
1	廃プラスチック類	固体	最終処分
2	金属くず	固体	最終処分
3	ガラスくず等	固体	最終処分

4 収集又は運搬を行う場合は、当該収集又は運搬の用に供する施設の種類及び数量

(1) 運搬車両・船舶一覧					
	車体の形状 又は船舶名称	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ 専用車	鳥取 100 あ 00-00	3,800	株式会社□□	
2	キャブオーバー	鳥取 100 い 00-00	8,000	株式会社□□	
3	バン	鳥取 100 う 00-00	500	株式会社□□	
4	バン	鳥取 100 え 00-00	500	株式会社□□	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		鳥取市〇〇町××番地			
駐車場の所在地 ※ 付近の見取図を 添付すること。		同上			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称		用途	容量	備考	
廃蛍光灯運搬用専用容器		廃蛍光灯の運搬（水銀使用製品 産業廃棄物）	50L		
コンテナ		廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず等	〇〇m ³		
フレコンバック		廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず等	〇〇m ³		

5 処分を行う場合は、施設の種類の、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方式（当該施設が最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量）、構造及び設備の概要

番号	施設の設置場所				
	施設の種類の	取り扱う産業廃棄物の種類の	設置年月日	設置許可番号	処理方式
1	鳥取県米子市●●				
	廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	RO. O. O	○○○○	破砕 (機種名：●●)
2	鳥取県米子市●●				
	廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	RO. O. O	○○○○	破砕 (機種名：▲▲)
3					
4					

注1) 同一許可の施設や機器が複数存在する場合は、施設、機械毎に番号を分けて記載すること。

注2) 構造及び設備の概要が分かる図面を添付すること。

6 積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管の場所の概要

○施設番号 1

所在地	鳥取県倉吉市●●			
面積	○○m ²			
積替え保管を行う産業廃棄物の種類				
番号	産業廃棄物の種類	保管面積	保管量上限	積上げ高さ上限
1	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等	●●m ²	●●m ³	●m
2				
3				
4				
5				
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の含有有無 ※含有する産業廃棄物の表の番号を記載すること。				
石綿含有	【該当無し】			
水銀使用製品	1			
水銀含有ばいじん等	【該当無し】			

注1) 積上げ高さの上限は、屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。

注2) 施設が複数の場合、施設毎に表を分けて記載すること。

7 産業廃棄物を生じる事業場の概要

法人名称	事業所名称	所在地
株式会社〇〇	本社	鳥取県〇〇市〇〇町〇〇番
	××支店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
	△△工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
株式会社□□	本社	鳥取県〇〇市〇〇町〇〇番
	××支店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
	△△工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
株式会社▲▲	本社	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
	××支店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
	△△工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

8 次に掲げる産業廃棄物等の1年間の数量又は熱量

(1) 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの数量

収集運搬			処分		
積替えの有無	産業廃棄物の種類	数量	処分方法	産業廃棄物の種類	数量
有	廃蛍光灯（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（水銀使用製品産業廃棄物を含む））	〇〇 t	破砕	廃蛍光灯（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（水銀使用製品産業廃棄物を含む））	〇〇 t
無	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）	〇〇 t			
無	金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く）	〇〇 t			
無	ガラスくず等（水銀使用製品産業廃棄物を除く）	〇〇 t			

(2) 処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量

産業廃棄物の種類	数量
廃プラスチック類	〇〇t
金属くず	〇〇t
ガラスくず等	〇〇t

(3) 再生を行う場合は、再生品の種類ごとの数量

再生品の種類	数量
【該当無し】	

(4) 熱回収により得ようとする熱量

熱回収の方法	熱量	算定方法
【該当無し】	M J	
	M J	
合計		M J

9 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制

- ・株式会社〇〇が、認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する。
- ・統括管理を行う担当部課は、株式会社〇〇環境部環境管理課とする。
- ・なお、株式会社〇〇からは業務執行役員として、株式会社□□に▲▲●●を、株式会社▲▲には〇〇××を派遣します。

10 認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合は、当該産業廃棄物と区分して処理するための必要な措置の内容

※必要な措置の内容を図示した施設配置図を添付すること。

(1) 積替え保管施設

- ・施設配置図のとおり、既存の廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）の保管場所の横に仕切りを設けて、当該認定申請に係る廃蛍光灯の保管場所を新たに設置します。

(2) 中間処理施設

- ・施設配置図のとおり、既存の廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）の保管場所の横に仕切りを設けて、当該認定申請に係る廃蛍光灯の保管場所を新たに設置します。
- ・処理後物はドラム缶に入れ、蓋をした状態で搬出まで施設内で保管します。なお、処理後物の保管場所は施設配置図のとおりとします。
- ・当該認定申請に係る産業廃棄物の破碎は、毎週月曜日の午前●時から午後●時までの間とします。

11 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者（親法人又は子法人）以外の者に委託する場合は、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項

(1) 受託者と締結する委託契約の内容

- ・委託契約書（案）は別添のとおりであり、株式会社〇〇、株式会社□□、株式会社▲▲の連名で委託します。

(2) 受託者に交付する管理票に関する事項

- ・管理票交付者は、株式会社〇〇、株式会社□□、株式会社▲▲の連名とします。
- ・交付担当者は次のとおりとします。

株式会社〇〇	株式会社□□	株式会社▲▲
本社：環境部総務課社員 支店：総務課社員 工場：庶務課社員	本社：総務部総務課社員 支店：総務課社員 工場：庶務課社員	本社：総務部総務課社員 支店：総務課社員 工場：庶務課社員